

古文書を見ても初めは何が書かれているのかほとんど分からない。従って分からずに手に入れるのだが、特に現代使われていない言葉があるとたとえ文字が読めても理解不能である。ここに「餌指証文」という古文書がある。この「餌」という字が読めなかったのであるが、「餌指(えさし)」という言葉も知らなかったため皆目見当もつかなかったのである。古文書に関する書物のなかに「餌指」という言葉を見つけたときは眼前の霧が晴れる思いであった。

「餌指」というのは鷹狩りの鷹の餌を集める職業で鷹匠とともに幕府将軍に仕える職業である。東京の神田付近にかつて鷹匠や餌指が住む鷹匠町と餌指町があったが、元禄六年に生類憐みの令で殺生を禁止した五代将軍綱吉によりいずれも町名を変えられてしまった。

八代将軍吉宗は鷹将軍といわれるように鷹狩りを復活させた。それに伴ってこれら職業も元に戻ったが町名は戻らなかったようである。江戸の鷹匠町の今は神田小川町である。神田小川町の靖国通りにこの案内板が立ててある。地方にはまだ鷹匠町の名は残っているが餌指町は見当たらない。「餌指証文」は職業認定(ライセンス)申請のための誓約書とでもいえよう。

寛政八年

餌指証文之控帳

丑之月 日

龍之之事

一 此証文中之國能存慥成者二御座候二付、私請人  
 罷立貴殿御預り之御焼印札吉枚慥二預り  
 申所実正也

一 脇差之儀前々方御停止二被仰付候得共、別而  
 此度脇差之儀急渡御停止二被仰付候、  
 若シ此以後脇差さし候はゞ何様之曲事二も  
 可被仰付候

一 御鷹之鳥、靄白鳥雁鴨之類、鵠

川鷹鶉雲雀水引鴉鷺之類、一切手懸申間敷候、并鶉鷹口は四月  
 朔日より七月晦日迄可取之、八月朔日より御鷹之鳥張申間敷候、  
 於勿論御奉場二雉子一切取申間敷候

証文之事

何様之越度二も被仰付候共其節

一 云之儀申間敷候、為後日證文仍如件

何国何郡何村

御焼印預り口

誰印

請人誰印

和泉屋

半九郎殿

年号月日

右の趣以書付を被仰渡候通急渡相守可申候、若一ヶ條たり共於  
 相背八当人八勿論請人共二口口迄も申上、

(中間省略)

和泉屋  
 半九郎殿

(中間省略)

享保元年八月、吉宗は綱吉の生類憐みの令により廃止されていた鷹狩の制度を復活した、最も大規模なるものとして享保十一年三月廿七日の下総国小金原の御狩があった。

一廿七日、小金御狩江被為成、廿六日之夜子之中刻出御、廿七日之夜戌之下刻還御天氣吉

一御獲物鹿四百七十余、猪十二、狼一

一御手人数貳千人程、但御番衆并諸組與力同心共百姓勢子三萬八千人程

一落馬之面々数相知不申候、但怪我人も少々有之、併左程之事に而無之候、但絶人等之者も有之候得とも、早速正氣付、即死之類者一人も無御座候  
(享保通鑑)

鷹狩が頻繁に行われれば、百姓等のおおきな辛苦となった。それで吉宗は享保三年七月

一御鷹御用に付、在郷之御鷹匠罷越節、御用之人夫差出し候外は、諸入用面々自分払に致候筈に候間、飲料油薪等は不及言当分之軽き事共迄も、少しも馳走がましき儀致間敷候

(御触書寛保集成)

との触れを出したが、あまり彼等の負担を軽減するには至らなかったようである。当時の落書に「上の御数寄な物、御鷹野と下の難義」(享保世話)とみえてくる。

鷹狩りは鹿や猪のような大きな動物の狩りも行われるので単に御狩と呼ばれたり、鷹野、鹿狩り、牧狩りともいう。下図は新補倭年代皇紀絵章という版本の挿絵で「こがねばら 御まきがり」と書き込まれている。

